

あすの景観をつくる

国道312号沿道地域 沿道型広域景観形成地域

「播磨と但馬をつなぐ風景のある沿道景観づくり」
～銀の馬車道からコウノトリのふるさとへ～



はじめに

国道312号は、播磨地域と但馬地域を南北につなぐ幹線道路であり、人の交流や物流の経路として大きな役割を担っています。

当該沿道地域の主要な景観特性として、河川沿いの広がりのある開放的な景観や遠方の山並みを背景とした田園、集落及び市街地景観が挙げられます。特に、河川の堤防上や山間など、見晴らしの良い高台を走る国道312号からは、近景、中景及び遠景の市街地や集落の美しい屋並みを見下ろすことができます。

また、沿道周辺には、こうした河川、高原や自然公園をはじめ、銀の馬車道、生野銀山、竹田城跡、八鹿のまちなみ、城崎温泉、山陰海岸などの景観資源を活かした観光地が数多く位置しており、これらへの重要なアクセス道路として、県内外から訪れるたくさんの観光客の様々な思い出を運んでいます。

一方で、買い物や通勤等の日常生活における市町間の移動の主要経路として、地域の人々に利用され、身近で生活に欠かせない道路としての性格も備えています。

兵庫県では、「景観の形成等に関する条例」に基づき、国道312号について、地域の皆様の景観まちづくりを支援するために、沿道型広域景観形成地域としての地域指定を行い、広域景観形成基準を定めています。

このガイドラインでは、国道312号沿道地域の区域や広域景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの国道312号沿道地域の魅力ある景観づくりにご活用いただければ幸いです。



沿道型広域景観形成地域の指定に係る部分の
国道312号及び県道豊岡瀬戸線

表紙写真

円山川と県道豊岡瀬戸線（豊岡市）

田園集落と国道312号（神河町）

目次

1. 沿道景観の特性	1
2. 広域景観の特性	2
(1) 広域景観形成の基本理念	2
(2) 広域景観形成の基本方針	2
① ゾーン	2
② エリア	6
(3) 沿道型広域景観形成地域とは	7
(4) 指定区域	7
3. 国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図	8
4. 大規模建築物等に係る広域景観形成基準	9
(1) 広域景観形成基準	9
① 一般基準	9
② 項目別基準	9
ア 建築物	9
イ 工作物	13
(2) 主な広域景観形成基準の考え方について	15
5. 広告物等に係る広域景観形成基準	18
(1) 基準の構成イメージ	18
(2) 道路路端からの距離と基準について	18
(3) 基本的な考え方	18
(4) 形状、意匠、材料、色彩についての考え方	19
(5) 広域景観形成基準	20
① 共通基準	20
② エリア共通基準	21
③ 個別基準	22
6. 国道312号沿道における色彩とマンセル色票系	23
7. 景観形成支援事業	24
8. 届出の手続き	24
参考資料	
景観の形成等に関する条例（抜粋）	27

1

沿道景観の特性



市川町内の
市川沿いの風景



神河町内の里から
山に続く集落景観



朝来市内竹田地区
付近の歴史的
まちなみの景観



養父市内の
円山川と雪景色



豊岡市城崎町内の
まちなみ

国道312号及び県道豊岡瀬戸線の沿道には、低地、山の中腹、田園、町なか、川沿いなど、地域毎に多彩な表情を持つ風景が広がっています。

南端部にあたる市川町の区域は、二級河川である市川の中流域に位置しており、谷間の低地の中に、広い河川敷、平坦な田畑や家並みの風景が帯状に連なっています。また、播但山地のなだらかな山並みが背景として連なり、広がる田園景観を縁取っています。

神河町北部や朝来市生野町の区域は山間に位置しており、スギ・ヒノキなどに覆われた山と高低差をもって連なる田畑や集落のまとまりが特徴的な景観となっています。

朝来市旧朝来町の区域では低地が広がり、沿道に建物が少なく、視界が広く確保されているのが特徴です。一方、北部の朝来市和田山町の区域では、商業・業務施設が比較的高い密度で立地し、まちの賑わいを感じさせる景観となっています。

養父市の区域は、一級河川である円山川中流域に位置し、一定の広がりを持って集約的に開墾された田畑が、ゆるやかな山並みによって縁取られ、その中に集落やまちが点在しています。

最後に、北端部の豊岡市における円山川下流域においては、豊岡盆地の広がりある田園景観の中を、湖水を感じさせるゆったりとした川の流れが、背後の緩やかな稜線を持つ山並みと雄大な景観をつくっています。

そのうち、豊岡市日高町や豊岡市中心部の区域は、商業・業務施設として沿道利用のある、賑わいを感じられる景観となっています。さらに、伝統的な形式を持つ建物が沿道両側に建ち並び、前方への軸線が強く意識される、旧街道の風情が残る景観となっています。

また、豊岡市城崎町の区域には、商業・業務施設とともに伝統的な形式の建物が建ち並び、歴史的な温泉地を感じさせる景観となっています。

(1) 広域景観形成の基本理念

国道312号及び県道豊岡瀬戸線の当該区間は、延長約90キロメートルと広域にわたり、山や川の自然風景、人々の生活が感じられる田園風景、歴史的まちなみ、市街地などの多様な表情をもつ地域を通過し、沿道風景の変化を楽しめる道路です。

地域住民、事業者及び行政の連携協調と創意工夫により、区間全体として調和と連続性を持ちながらも、変化に富んだ沿道景観づくりを目指すため、次のとおり広域景観形成の基本理念を定めます。

「播磨と但馬をつなぐ風景のある沿道景観づくり」
～銀の馬車道からコウノトリのふるさとへ～

(2) 広域景観形成の基本方針

豊かな自然などの周辺環境と調和した快適な沿道空間を目指すとともに、地域の特性や景観資源を活かした沿道景観を実現します。

- 市川、円山川、播但山地等の雄大な自然風景や、ゆったりと広がる田園風景を守りながら、心地よい沿道景観をつくる。
- 賑わいのある市街地、伝統的まちなみや史跡等の観光地、里から山に続く集落など、各地域の歴史・風土を活かしながら、変化を楽しめる沿道景観をつくる。

広域景観形成の基本方針に基づき、地形や景観の特性等を踏まえ、次(P2～P6)に掲げる10のゾーン及び5つのエリアに分け、地域の特性に応じたきめ細やかな広域景観形成を実現します。

① ゾーン

ア 市川のみち「田園集落景観保全ゾーン」

ゆるやかな山の稜線に縁取られ、ゆったりと流れる市川に沿って田園集落が広がる地域として、穏やかな田園集落の景観の保全を図ります。



イ 神河のみち「里から山に至る集落景観保全ゾーン」

銀の馬車道の面影が感じられる農村集落の佇まいと、但馬へつながる山あいの風景が見られる地域として、里から山に続く集落景観の保全を図ります。



ウ 生野のみち「[鉱石の道]景観誘導ゾーン」

鉱山への入り口として、また但馬地域の玄関口としてふさわしい、情緒あふれる歴史豊かな景観の形成を図ります。



エ 朝来のみち「農の大景観保全ゾーン」

道路の両脇に広大な田園、集落の風景が立ち現れ、その奥に山並みという景観構成を有する地域として、魅力的な田園景観と円山川のゆったりした流れを積極的に楽しめる景観の形成を図ります。



オ 和田山のまち「ヒト・モノ・歴史・文化の交流促進ゾーン」

国道9号(旧山陰街道)との合流点であり、古代から現代に至るまで、南但馬の中心地として人々が集まってきたまちの地域として、人々のアメニティに寄与する景観の創造を図ります。



カ 養父・八鹿のみち「生活文化景観誘導ゾーン」

周辺に歴史豊かなまちなみがあり、沿道には民家や田畑が並ぶ地域に根ざした人々の生活の様子が窺い知れる生活文化の景観が広がる地域として、地域住民の住みよさに寄与する景観の創造を図ります。



キ 日高のみち「高原のまち景観誘導ゾーン」

神鍋高原への入り口、また地域の賑わいの中心地として、多くの農地や集落の美しい景観を残しつつ、商業地やリゾート地等と共存する景観の創造を図ります。



ク 豊岡のまち「新旧都市景観の融合ゾーン」

古くからのまちなみと公共施設、親水公園などの新しいまちなみが並ぶ地域として、それらがうまく共存し溶け合うような景観の形成を図ります。



ケ 円山川のほとり「川の大景観保全ゾーン」

但馬の雄大さを物語る、円山川のダイナミックな景観が続く地域として、随所に位置する橋を意識しつつ雄大な山並みに囲まれたおおらかな景観の保全を図ります。



コ 城崎のまち「自然の恵み豊かなもてなし景観形成ゾーン」

温泉情緒豊かな城崎の古いまちなみの賑わいを演出するとともに、沿道景観のクライマックスとして、円山川河口の大景観の雄大さを感じられる景観の形成を図ります。



② エリア

- 市街地エリア 賑わいと秩序のある景観づくりを進めます。



- 歴史的市街地エリア 歴史文化の魅力が感じられる景観づくりを進めます。



- 山間エリア 山あいの自然風景と見下ろし眺望を守る景観づくりを進めます。



- 集落・田園エリア 広大な田園風景と背景の山並に配慮した景観づくりを進めます。



- 川エリア 雄大な川の風景と背景の山の稜線への眺望を確保した景観づくりを進めます。



(3) 沿道型広域景観形成地域とは

複数の市町の区域に広がる優れた景観を有する地域について、県と関係市町が合意形成を図りながら連携して景観の創造又は保全を図るため、県が指定しているのが「広域景観形成地域」です。

その指定の区分の中でも、国道、県道等の主要幹線の沿道の地域で、複数の市町の区域に広がる地域を指定し、大規模建築物等及び広告物等に係る景観誘導を行うのが、「沿道型広域景観形成地域」です。

(4) 指定区域

国道312号の神崎郡福崎町と神崎郡市川町の行政境から豊岡市元町地内立野橋交差点まで及び県道豊岡瀬戸線豊岡市元町地内立野橋交差点から豊岡市瀬戸地内瀬戸交差点までの区間並びにこれらから展望できる区域で路端から1,000メートル以内の区域

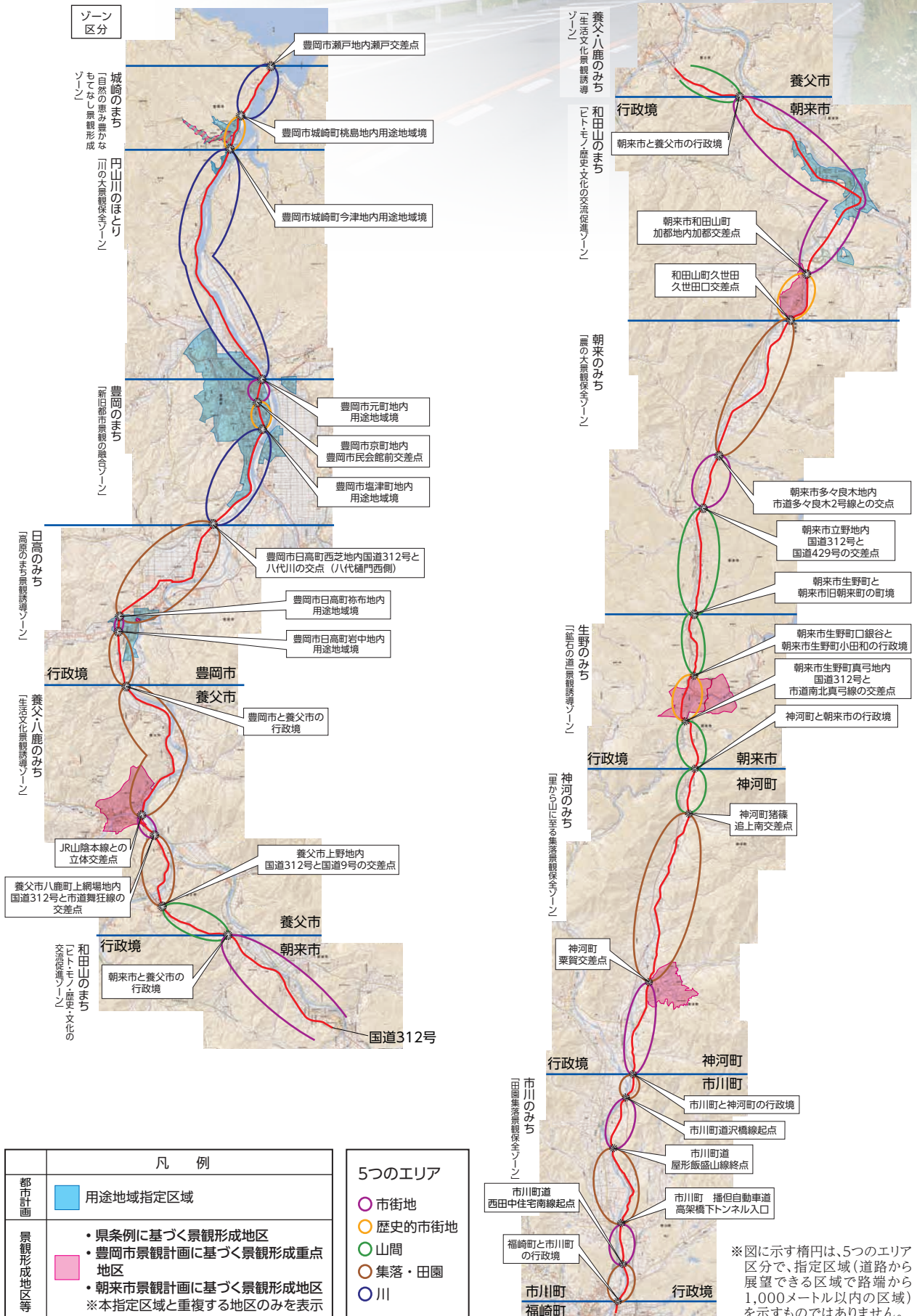
ただし、次に掲げる区域を除きます。

- 養父市八鹿町八鹿地区歴史的景観形成地区及び神河町中村・粟賀町地区歴史的景観形成地区
- 豊岡市の景観計画に定められた城崎温泉景観形成重点地区及び江原駅東景観形成重点地区
- 朝来市の景観計画に定められた竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区及び太盛景観形成地区

詳細の区間等については、「3.国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図」もご覧下さい。

3

国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域 広域景観形成基準付図



4

大規模建築物等に係る広域景観形成基準

(1) 広域景観形成基準

① 一般基準

- 大規模建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、各エリアの特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、調和のとれたものとする。
- うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地の緑化や建築物緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。
- 大規模建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。
- 良好な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。
- 他のエリアとの境界付近では、連続するエリアからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。

② 項目別基準

ア 建築物

市街地エリア、歴史的市街地エリア

項目	広域景観形成基準		
	市街地エリア	歴史的市街地エリア	
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。 分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。 周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 		
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> 分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。 側面・背面の意匠にも配慮する。 通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。 	
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。 	
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として勾配屋根とし、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した形態・意匠とする。 やむを得ず塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。 	
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> 長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 商業業務施設が連続している通り沿いでは歩行者に配慮し、色彩の工夫など、賑わいを演出した意匠とするよう努める。 	
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。 	
	バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	

項目		広域景観形成基準	
		市街地エリア	歴史的市街地エリア
材 料		<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	
色 彩	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1)R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2)Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3)その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1)R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2)Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3)その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (4)明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> 上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 高層ビルの中高層部は、低彩度となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。
そ の 他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> 設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	
	植 栽	<ul style="list-style-type: none"> 通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。 ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	
	駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> 配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	
	接 道 部	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	

山間エリア、集落・田園エリア、川エリア

項目	広域景観形成基準		
	山間エリア	集落・田園エリア	川エリア
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。 分棟や雁行配置等により、周辺の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 川の流路と建築物の壁面の長手方向が平行する形としないなど、開放的な田山川への視線を遮らないよう配慮する。 川に接している敷地は、できるだけ堤防敷との空間の確保に努めるなど、河川景観の開放性に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 		
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> 長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然景観に調和した意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然・田園景観に調和した意匠とするよう努める。
		<ul style="list-style-type: none"> 側面・背面の意匠にも配慮する。 意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないよう配慮する。 	
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、目立たないように配慮する。 	
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> 原則として勾配屋根とし、周辺の自然景観との調和に配慮した形態・意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として勾配屋根とし、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した形態・意匠とする。
		<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 	
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 	
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。 	
ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 		

項目		広域景観形成基準		
		山間エリア	集落・田園エリア	川エリア
材 料		<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 		
色 彩	外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1)R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2)Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3)その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (4)明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。 上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 		
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1)10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下 (2)その他の色相を使用する場合は彩度3以下 (3)明度は全色相6以下 		
そ の 他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> 設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 		
	植 栽	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹木の保全に配慮するとともに、地域の植生を活かし地域で親しまれている樹種を選定する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 		
	駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> 配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 		
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 		

イ 工作物

市街地エリア、歴史的市街地エリア

項目	広域景観形成基準		
	市街地エリア	歴史的市街地エリア	
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模となるよう努める。 周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 		
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 		
材料	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 		
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1)R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2)Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3)その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1)R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2)Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3)その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (4)明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。 煙突や鉄塔等高さのあるものにあっては、特に中上部について低彩度とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 基調となる色は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1)10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下 (2)その他の色相を使用する場合は彩度3以下 (3)明度は全色相6以下
	その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> 設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうおいのある植栽に努める。 ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	

山間エリア、集落・田園エリア、川エリア

項目	広域景観形成基準		
	山間エリア	集落・田園エリア	川エリア
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模となるよう努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 川の流路と工作物の壁面の長手方向が平行する形としないなど、開放的な円山川への視線を遮らないよう配慮する。 川に接している敷地は、できるだけ堤防敷との空間の確保に努めるなど、河川景観の開放性に配慮する。
意匠	周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。		
材料	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 		
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (4) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。 上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。 煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。 	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) 10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下 (2) その他の色相を使用する場合は彩度3以下 (3) 明度は全色相6以下 	
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> 設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹木の保全や地域の植生に配慮したうおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 	

(2) 主な広域景観形成基準の考え方について

① 位置・規模

全エリア

- 沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。

自然景観が卓越している場所では、山の稜線を分断しないよう配慮しましょう。

山間エリア

- 沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。

国道312号からの眺望景観において、地形的な特徴から、周辺景観を見下ろす状態になることが多いです。特に、背後の山並みやまちなみへの眺望に配慮しましょう。

集落・田園エリア

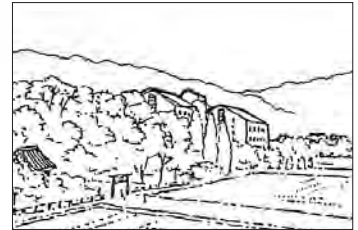
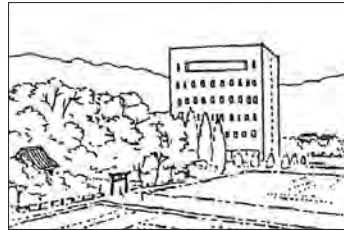
- 建築物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。

右のように、道路に対してなるべく開放的な配置になるよう配慮しましょう。

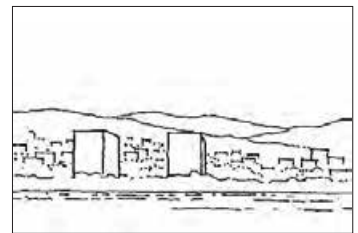
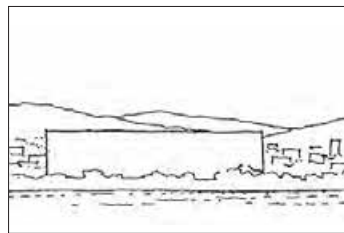
川エリア

- 川の流路と建築物の壁面の長手方向が平行する形としないなど、開放的な円山川への視線を遮らないよう配慮する。
- 川に接している敷地は、できるだけ堤防敷との空間の確保に努めるなど、河川景観の開放性に配慮する。

▼ 景観に配慮が望まれる事例



▼ 景観に配慮が望まれる事例



▼ 景観に配慮が望まれる事例



左は川と建築物の長手方向が平行となっている事例です。右のように建築物を分散・分棟させることにより、周辺と調和させることが可能となります。

② 意匠

ア 屋根・屋上

市街地エリア

- 周辺のまちなみ景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。
- 塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。



屋根は勾配屋根としたり、屋上や塔屋等は擬似的な屋根として処理するなど、周辺と調和した形態・意匠としましょう。

市街地エリア以外

- 原則として勾配屋根とし、周辺のまちなみ景観、自然景観及び田園景観との調和や連続性に配慮した形態・意匠とする。
- やむを得ず塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。

③ 色彩

ア 外壁

全エリア

- 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。

- (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

市街地エリア以外

- 上記に加えて次の基準を設ける。
- (4) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。



〈基準本文に適合している例〉山間エリアにおいては、周辺の緑と調和した色調に努めましょう。また、集落・田園エリア及び川エリアにおいては、建築物等が山裾に建つ場合、背景の山並みに調和した色調に努めましょう。



〈基準のただし書きに適合している例〉レンガタイルの使用(左)と木材の使用(右)。このように、周辺の緑と違和感なく調和した落ち着いた色調に努めましょう。

▼ 明度8の実例

▼ 白色系で明度の高い色彩の壁面とした場合(シミュレーション)



大規模な建築物の壁面に、白もしくは白に近いベージュやクリーム色の色彩が使われている事例があります。この色彩は、特に大規模な壁面になると、周辺景観に与える影響が大きくなってしまいます。外壁が白色系の場合は、特に明度に対する配慮をしましょう。

イ 屋根

市街地エリア以外

- 基調となる色は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。
 - (1) 10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下
 - (2) その他の色相を使用する場合は彩度3以下
 - (3) 明度は全色相6以下



山裾(山の斜面と平地の結節点)に立地する場合、山が背景となるため、他の立地よりもコントラストが際立つこととなります。山裾に立つ大規模建築物等が沿道景観に与える影響は大きく、特に屋根の色彩等に配慮が必要です。また、歴史的市街地エリアにおいては、隣接する景観形成地区等の基準にも配慮しましょう。

④ その他

ア 太陽光発電パネル

全エリア

- 設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。
- 地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。

▼ 景観に配慮が望まれる事例



▼ 景観に配慮が望まれる事例



土地に設置する太陽光発電設備のうち、大規模建築物等に該当するものについては広域景観形成基準が適用されますので、基準に適合した計画とする必要があります。なお、建築確認が不要な場合は、設置に際して景観条例に基づく届出は不要です。広域景観形成基準に著しく適合しない場合、県から所有者等に必要を要請をすることがあります。

イ 植栽

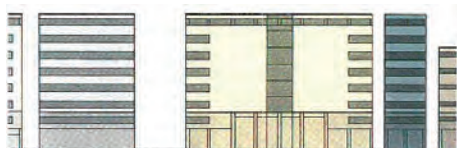
市街地エリア、歴史的市街地エリア

- 通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。



植栽などにより、うるおいを持たせましょう。通りのデザインと調和させるなどの工夫も施しましょう。

(参考) 屋根・屋上の意匠、色彩及び植栽に係る工夫の例



外壁の色彩に一体感が欠けている。



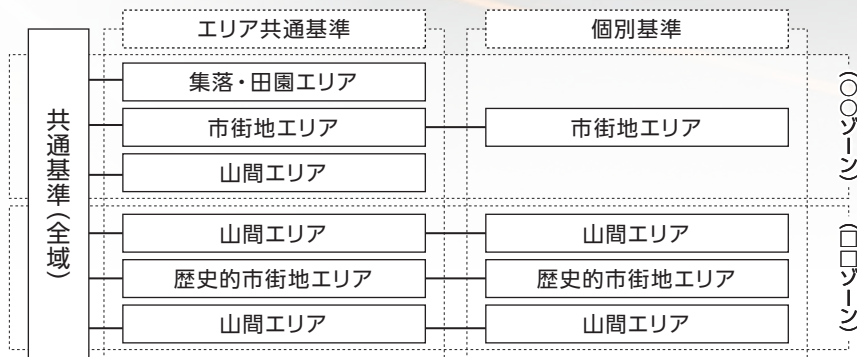
隣接する建築物等の色彩の差をできるだけ小さくした。屋根にも工夫を施し、植栽も行った。

5

広告物等に係る広域景観形成基準

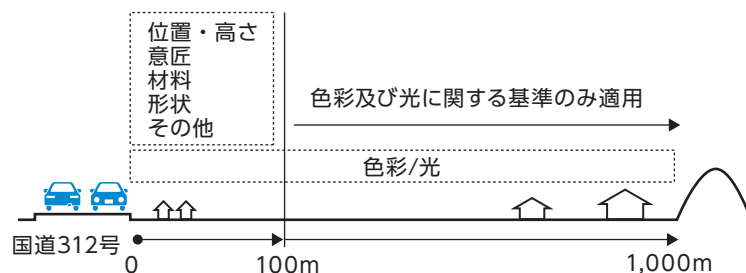
(1) 基準の構成イメージ

「共通基準」と「エリア共通基準」、「エリア共通基準」、そしてゾーンによっては、「個別基準」を設定しています。



(2) 道路路端からの距離と基準について

道路路端から100mを超える区域については、影響のある色彩及び光に関する基準のみを適用します。



(3) 基本的な考え方

① 川・山並み・田園の景観を守るため、全ての広告物は低く、小さくしましょう

広域景観形成地域の景観の特徴は田園景観と遠景の山並み景観、または国道、県道と平行して流れる市川や円山川などの河川の景観です。この景観を守るために、広告物の高さをできる限り低く小さく抑えることが重要です。

② 色彩を整理しましょう

現状の広告景観における煩雑感の原因のひとつに、広告色彩の煩雑さがあげられます。原則として、本広域景観形成地域内においては広告地色の色彩に高彩度色*を使用せず、高彩度色の使用は、文字等において2色又は1色以下としましょう。ただし、既に指定されている歴史的景観形成地区に隣接するエリアにおいては、各地区の景観形成基準の建築物外壁の色彩基準を地色の色彩としましょう。

* (高彩度色とは、R、YR系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。)

③ 広告景観の機能分化、整理、秩序づくりを行いましょ

特に大規模な店舗の密集地においては、大量の広告物が無秩序に表示され、より分かりにくくなりがちです。位置や高さに注意したり、形状や意匠に一定の配慮をするなど、広告物の秩序づくりと機能分化を目指し、意図をもった景観づくりを目指しましょう。

④ 広告物の集合化に努めましょ

広告物を集合化することにより、周辺景観への影響を低くすることが可能です。そのことは、広告物の見やすさや、広告機能の向上にもつながります。

⑤ 動く広告物や、点滅の激しい光る広告物は控えましょ

広告旗(のぼり、のれん)、垂れ幕などの動く広告物は、おらかな自然景観を損なうおそれがあります。また、LED等の使用により発光する広告物については、道路通行上の安全性の観点からも、まぶしすぎるものや点滅の激しいものは控えましょう。

(4) 形状、意匠、材料、色彩についての考え方

① 形状：長方形を基本としましょう

広告物の形状は、各店舗や事業所により、あまりにも多種にわたると景観上煩雑になるため、一定の形状への整理や管理が大切です。形状を合わせるよう努めましょう。なかでも、見やすさや、大らかな背景の景観への影響を考慮して、円形や三角形よりも、長方形を基本としましょう。また、立体造形を控えることも景観上重要です。ただし、自然素材を用いる場合は、長方形に形成するよりも、材料そのものの形を活かすほうが暖かい雰囲気が出る場合があります。

▼ 景観に配慮が望まれる事例



▼ 景観に配慮が望まれる事例



▼ 景観に配慮が望まれる事例



② 意匠：市街地エリアでは枠を設け、歴史的市街地エリアでは伝統的形態とするよう努めましょう

市街地エリアにおいても広告物に枠を設けることにより意匠を揃え、秩序ある沿道の広告景観をつくりましょう。また、歴史的市街地エリアにおいては和のイメージを持った形態としましょう。



③ 材料：木、石を感じられる素材等、自然素材を利用しましょう

山間エリア、集落・田園エリアでは、間伐材などの木質系素材を支柱、地板などに使用することで、柔らかな広告物の印象となり、山並み、田園風景にもよく馴染みます。また、間伐材の使用は、林業においても環境にも優しくかつ経済的であるので、積極的に活用してはいかがでしょうか。

④ 色彩：地色は彩度の高い色を避け、歴史的景観形成地区に隣接するエリアにおいては地区の景観形成基準の外壁色に準じる色にしましょう

けばけばしい色の広告は目立ちますが、数が多くなると情報過多、刺激過多となり、広告としての意味を減少させることとなります。例えば木質系の落ち着いた地色の看板でも、文字色との組み合わせ、アクセント色との組み合わせで、落ち着いた中でも広告効果の高い看板が可能です。



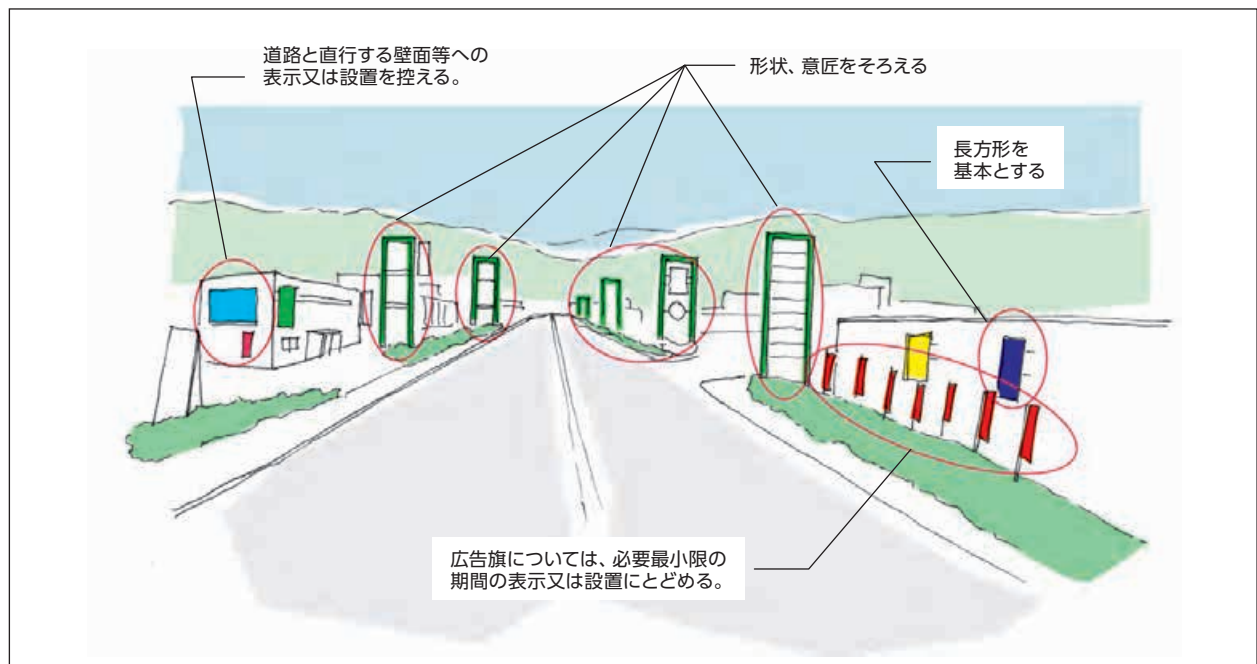
(5) 広域景観形成基準

ゾーン及びエリアの場所については、8ページの「国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図」に示すとおりです。

① 共通基準

エリア	項目	広域景観形成基準
全域	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の壁面や屋上を利用する広告物等(以下「壁面広告物等」という。)にあつては、道路と直交する壁面等への表示又は設置を控えるとともに、窓面を塞がないようにする。 2階以下に表示又は設置するものとする。
	色彩	<p>◎地色(建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。)はげばげばしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、当該エリアが歴史的景観形成地区に隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>(1) R、YR系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下</p>
	形状	<ul style="list-style-type: none"> 長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りでない。 建て植えをするものにあつて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化に努めるものとする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそろえるなどの工夫をする。
	その他	<p>◎電光掲示板やLED等それ自体が発光するものの使用は控えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建て植えするものにあつて電照式とする場合は外照式とする。 広告旗については、必要最小限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。 壁面広告物等の表示内容については、店名又は業種名のみとする。

※道路路端から100メートルを超える区域においては、◎印ゴシック体表記の基準のみを適用する。



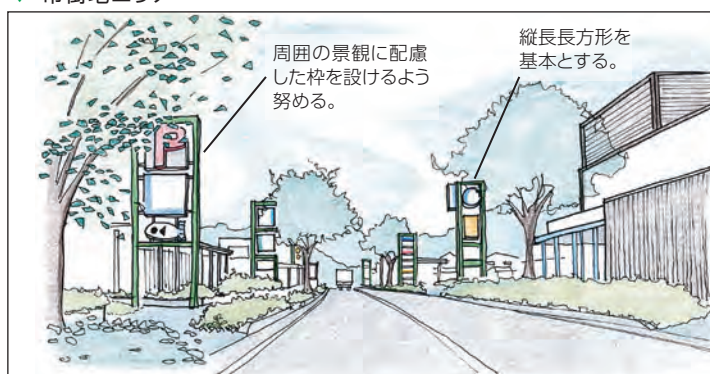
② エリア共通基準

エリア	項目	広域景観形成基準
市街地	意匠	・ 建て植えるものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるよう努める。
	色彩	◎文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。(高彩度色とは、R、YR系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。以下同じ。)
	形状	・ 建て植えるものにあつては、縦長長方形を基本とする。
歴史的市街地	位置・高さ	・ 建て植えるものにあつては、隣接する建築物の軒の高さを超えないよう努める。
	意匠	・ 建て植えるものにあつては、屋根を設けたり、格子、行灯等伝統的形態とするよう努める。 ・ 壁面広告物等は、格子、行灯等の伝統的形態とするよう努める。 ・ 壁面広告物等は、原則として切り文字表示とする。やむを得ない場合は地色を外壁と同系色又は調和する色とする。
	材料	・ 木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。
	色彩	◎文字等に使用する色については、高彩度色の使用を1色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
山間/集落・田園	位置・高さ	・ 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控えるものとし、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	意匠	・ 周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とするよう努める。
	材料	・ 木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。
	色彩	◎文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
川	位置・高さ	・ 建て植えるものにあつては、原則として川側には表示又は設置しないものとする。やむを得ず川側に表示又は設置する場合は、周囲の建築物や広告物等を考慮し、川の眺めを阻害しないよう努める。 ・ 広告旗等の動く広告物は表示又は設置を控えるものとし、2階以上には表示又は設置しないものとする。
	色彩	◎文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。

※道路路端から100メートルを超える区域においては、◎印ゴシック体表記の基準のみを適用する。

● 沿道のイメージ図

▼ 市街地エリア



▼ 歴史的市街地エリア



▼ 集落・田園エリア



▼ 山間エリア



▼ 川エリア



③ 個別基準

ゾーン	エリア	項目	広域景観形成基準
市川のみち 「田園集落 景観保全 ゾーン」	市街地/ 集落・田園	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建て植えるものにあつては、原則として川側には表示又は設置しないものとする。やむを得ず川側に表示又は設置する場合は、周囲の建築物や広告物等を考慮し、離隔距離を十分にとるなど市川への眺望を阻害しないよう努める。
神河のみち 「里から山に 至る集落 景観保全 ゾーン」	市街地	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建て植えるものにあつては、原則として川側には表示または設置しないものとする。やむを得ず川側に設置する場合は、周囲の建築物や広告物等を考慮し、離隔距離を十分にとるなど越知川への眺望を阻害しないよう努める。
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観形成地区周辺にあつては、中村・粟賀町地区の歴史的なまち並みと調和するよう努める。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◎歴史的景観形成地区周辺にあつては、地色はげげげしくならぬように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 色相YR系若しくはY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下又は無彩色
	集落・田園	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観形成地区周辺にあつては、中村・粟賀町地区の歴史的なまち並みと調和するよう努める。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◎歴史的景観形成地区周辺にあつては、地色はげげげしくならぬように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 色相YR系若しくはY系の5Yまで、明度8以下、彩度4以下又は無彩色
養父・八鹿 のみち 「生活文化 景観誘導 ゾーン」	山間	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 壁面広告物等は、原則として切り文字表示とする。やむを得ない場合は地色を外壁と同系色又は調和する色とする。
	集落・田園	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 八鹿の歴史的なまち並みと調和するよう努める。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◎地色はげげげしくならぬように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 (1)色相10R～10Y、明度4以上9以下、彩度5以下 (2)色相10B～5P、明度7以上9以下、彩度3以下 (3)無彩色
		形状	<ul style="list-style-type: none"> 壁面広告物等は、原則として横長看板とする。

※道路路端から100メートルを超える区域においては、◎印ゴシック体表記の基準のみを適用する。

6

国道312号沿道における色彩とマンセル色票系

(1) 国道312号沿道地域における大規模建築物等及び広告物等の色彩

播磨地域と但馬地域をつなぐ国道312号と県道豊岡瀬戸線の沿道地域には、山並みや市川及び円山川を見渡すことができる、自然豊かな風景が広がっています。

一方で、一部の地域では、山並みや田園風景等の周辺環境に調和した旧来のまちなみの中に、色彩において周辺景観に調和しない大規模建築物等及び広告物等が立地しています。

このようなことから、当該沿道地域においては、それらの地色を落ち着いた自然景観と調和させることで、心地よい沿道景観づくりの実現を目指します。

(2) マンセル色票系について

色彩に関する基準では、JISによるマンセル色票系を採用しています。

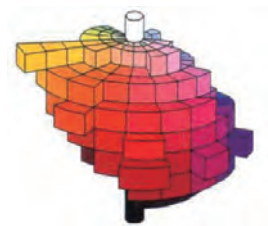
マンセル色票系とは、1905年、マンセル氏(A.H.Munsell)によって考案されたもので、物体表面の色を色味(色相Hue)、明るさ(明度Value)、鮮やかさ(彩度Chroma)の三つの属性によって表示したものです。

例えば右の色をマンセル色票系で表すと、次のようになります。

※印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。



図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、「色立体」といいます。中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑…等、各色味の環があります。



図① 色立体図

●色相(色味)

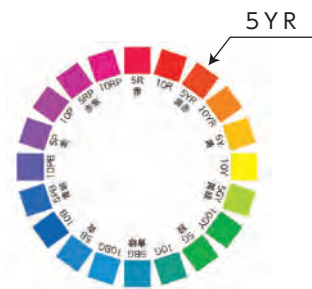
図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これで見ると、色相は5YR(YR=橙系)であることがわかります。

●明度(明るさ)

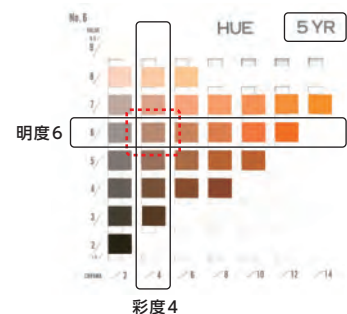
図③は図①の色立体を5YRの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相5YRの色が並んでいます。これで見ると明度は6であることがわかります。

●彩度(鮮やかさ)

同じく図③で見ると彩度は4であることがわかります。



図② マンセル色相環図



図③ 5YR6/4

以上から、この色をマンセル色票系で表すと **5YR6/4** であることが分かります。

マンセルの色票系で表すと
5YR / 6 / 4
 (色相) (明度) (彩度)

7

景観形成支援事業 (平成27年7月1日時点)

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に対して、(公財)兵庫県まちづくり技術センターと連携して、積極的な景観づくりを支援しています。

沿道型広域景観形成地域における主な支援メニュー

[修景助成事業]

○一般建築物等修景助成

(助成対象) 沿道型広域景観形成地域において特に景観形成に資すると認められる屋外広告物

(助成額) 次に示す額を限度とします。

助成対象経費(所有者等が執行するもの)	助成率	助成限度額(千円)
屋外広告物の整備費	1/4	100(1敷地あたり)

お問い合わせ先:(公財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくり推進部まち計画課 TEL:078-367-1230(代表)

8

届出の手続き

広域景観形成地域内において次に掲げる行為をする場合には、景観行政団体の区域を除き、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

※自然の立地条件により、当該道路から大規模建築物等の立地する場所又は広告物等を表示若しくは設置する場所が展望できない場合には、その場所での行為は届出対象外とします。

景観行政団体(豊岡市、朝来市)への適用について

景観行政団体*である豊岡市及び朝来市の区域では、基準や手続きについては、各市の景観計画及び景観条例が適用されます(平成27年7月1日時点)。

詳細については、豊岡市都市整備部都市整備課(TEL:0796-23-1712(直通))及び朝来市都市環境部都市開発課(TEL:079-672-6127(直通))までお問い合わせ下さい。

※景観行政団体とは、景観法(平成16年法律第110号)に基づいて自ら景観行政を担う自治体のことをいいます。

(1) 届出の対象

① 大規模建築物等

景観条例では、下記の規模に該当する建築物及び工作物を「大規模建築物等」としています。

- ① 都市計画法に規定される用途地域のうち、
 - ・第1種中高層住居専用地域
 - ・第2種中高層住居専用地域
 - ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域
 - ・近隣商業地域 ・商業地域
 - ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域
 に存するもの。
- ② 都市計画法に規定される用途地域のうち、
 - ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域
 - 及び、用途地域の指定のない、
 - ・市街化調整区域 ・非線引き都市計画区域
 - ・都市計画区域外
 など、①に掲げる地域以外に存するもの。



- ◎建築物：「H(高さ)>15m」または「A(建築面積)>1,000㎡」
- ◎工作物：「H>15m」または「その敷地の用に供する面積が1,000㎡を超えるもの」
- ◎建築物：「H>12m」または「A>500㎡」
- ◎工作物：「H>12m」または「その敷地の用に供する面積が500㎡を超えるもの」

大規模建築物等について下記の行為をしようとする場合は届出が必要になります。建築確認が必要な行為の場合は、必ず 確認申請の前に 届出を提出してください。

- ・新築、改築、増築、移転(建築確認が必要な行為に限ります)
 - ※改築又は増築の場合は当該部分が大規模建築物等の規模を超える場合に届出が必要です。
- ・大規模な修繕、大規模な模様替え(同上)
- ・外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更

② 広告物等

広告物等(屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第1条に規定する広告物等をいいます。)の表示又は設置については届出が必要になります。ただし、法令の規定によりする行為その他次に掲げる広告物等の表示又は設置については届出不要です。

▽届出が不要のもの

- 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
- 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等
- 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示する広告物
- 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- 人、動物、車両、船舶又は航空機に表示する広告物

■届出添付図書:正本1部、副本2部を提出してください。

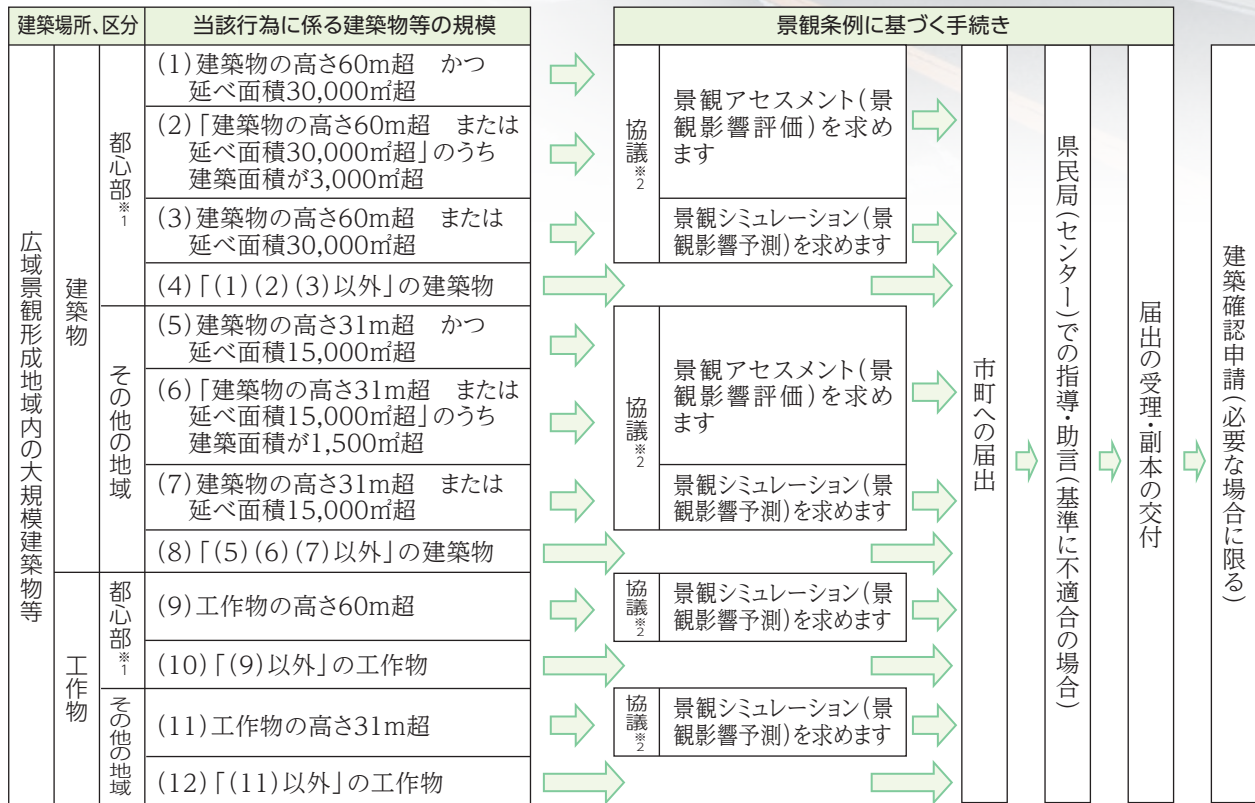
行 為	図 書		
	届出添付図書の種類	縮 尺	明示すべき事項
(1)大規模建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩若しくは意匠の変更	付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1/200 以上	
	各階の平面図(備考1)	1/200 以上	
	各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
	主要部の2面以上の断面図(備考1)	1/200 以上	
	外構平面図	1/200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
	敷地周辺状況カラー写真		
	完成予想図カラー写真		
	協議書、予測書又は評価書(備考2)		
	景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し (条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し) (備考3)		
知事が特に必要と認める図書		[自己評価書]	
(2)広告物等の表示若しくは設置	付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1/200 以上	
	完成予想図カラー写真		
	知事が特に必要と認める図書		[自己評価書]

※備考:

- 1 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
- 2 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し(条例第27条の8第1項ただし書の規定により景観影響評価書の作成を要しない場合は、景観影響評価準備書の写し及び審査意見書の写し)は、条例第4章の2第2節の規定による景観影響評価の手続を行った場合に添付すること。
- 4 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。

(2) 届出の流れ

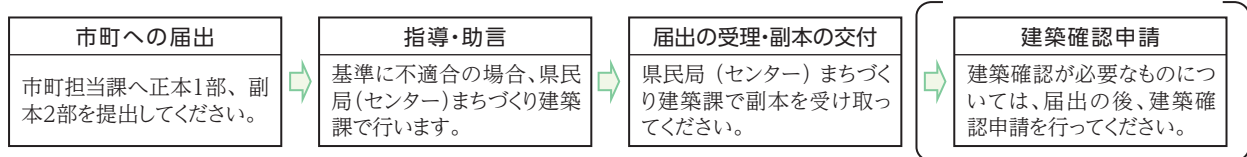
① 大規模建築物等に係る届出の流れ



※1：都心部とは、容積率400%以上の商業系用途地域(近隣商業地域及び商業地域)をいいます。

※2：協議は、兵庫県都市政策課景観形成室と行います。

② 広告物等に係る届出の流れ



大規模建築物等及び広告物等の届出等に関する問い合わせ先

- | | |
|---|---|
| ○兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室
TEL：078-341-7711 (代表) | ○養父市まち整備部土地利用未来課
TEL：079-664-1410 (直通) |
| ○兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
TEL：079-281-3001 (代表) | ○神河町地域振興課
TEL：0790-34-0001 (代表) |
| ○兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課・第2課
TEL：0796-23-1001 (代表) | ○市川町総務課
TEL：0790-26-1010 (代表) |

● 広告物等の許可申請

次のもので屋外広告物条例に基づく申請の対象となるものがあります。詳しくは各市町の屋外広告物の担当課までお問い合わせください。

- 1 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
- 2 前項1を掲出する物件

広告物等の許可申請に関する問い合わせ先

- 豊岡市都市整備部都市整備課
TEL：0796-23-1712 (直通)
- 養父市まち整備部土地利用未来課
TEL：079-664-1410 (直通)
- 朝来市都市環境部都市開発課
TEL：079-672-6127 (直通)
- 神河町建設課
TEL：0790-34-0001 (代表)
- 市川町建設課
TEL：0790-26-1010 (代表)

参考資料

景観の形成等に関する条例(抜粋)

改正
昭和60年3月27日 条例第17号
平成元年4月1日 条例第22号
平成5年3月29日 条例第16号
平成16年10月8日 条例第53号
平成18年3月24日 条例第34号
平成19年3月16日 条例第21号
平成19年12月25日 条例第49号
平成20年10月7日 条例第47号
平成20年12月17日 条例第50号
平成20年12月17日 条例第53号
平成21年3月23日 条例第113号
平成25年3月22日 条例第115号
平成25年12月13日 条例第37号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建築物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次のア又はイの区域の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる建築物等(特定建築物等を除く。)をいう。
ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合においては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合においては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル)を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの
- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。)で、延べ面積(当該ホテル営業又は旅館営業の用に供する部分に限る。)が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの
イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積(当該営業の用に供する部分に限る。)が200平方メートル以上又は設置するばちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの
ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル(当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合においては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの
エ 観覧車で、高さが31メートル(当該観覧車が、建築

物等と一体となって設置される場合においては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

(県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

— 中略 —

第3章 広域景観形成地域

(指定)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、広域景観の形成を図る必要がある地域を、それぞれ当該各号に定める広域景観形成地域として指定することができる。

(1) 次のいずれかに掲げる地域 風景型広域景観形成地域

ア 良好な自然の風景を有する地域

イ 良好な田園風景を有する地域

ウ 歴史的又は文化的な風景を有する地域

(2) 国道、県道等の沿道の地域 沿道型広域景観形成地域

2 市町長は、広域景観の形成を図る必要があると認める地域については、広域景観形成地域の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった地域が、広域景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該地域が第1項各号の地域に該当しない場合においても、広域景観形成地域に指定することができる。

4 第8条第4項(ただし書を除く。)から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項(ただし書きを除く。)から第8項までの規定は、広域景観形成地域の変更について準用する。

(広域景観形成基準)

第16条 知事は、広域景観形成地域を指定しようとするときは、当該広域景観形成地域について、広域景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の広域景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該広域景観形成地域における広域景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

(1) 広域景観の特性

(2) 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

(3) 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

(4) その他広域景観の形成を図るために必要な事項

3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の広域景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第17条 広域景観形成地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模建築物等の新築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為に限る。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 大規模建築物等の改築又は増築（当該行為に係る部分が第2条第5号ア又はイに掲げる区域の区分に応じて、それぞれア又はイに掲げる高さ又は面積を超えるものに限る。次号において同じ。）
- (3) 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
- (4) 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前3号に該当する行為を除く。）
- (5) 広告物等の表示又は設置（沿道型広域景観形成地域における行為に限る。）

(広域景観に及ぼす影響に関する協議)

第18条 広域景観形成地域内において、規則で定める広域景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、同条の規定による届出又は第21条において準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が広域景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が広域景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

第19条 知事は、第17条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が広域景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第19条の2 知事は、第17条の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該届出に係る行為の内容を広域景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(大規模建築物等又は広告物等に係る要請)

第20条 知事は、広域景観形成地域内において、現に存する大規模建築物等又は広告物等が広域景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該大規模建築物等又は広告物等の所有者等に対し、必要な要請をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(広域景観形成協議会)

第20条の2 知事は、広域景観形成地域として指定しようとする地域において、次に掲げる事項に係る県及び当該地域内の市町（以下「地域内市町」という。）相互間の意見を調整し、県及び地域内市町の広域景観の形成に関する施策の調和を図るため、広域景観形成協議会を組織することができる。

- (1) 広域景観形成地域の範囲
 - (2) 広域景観の形成を図るための行為の制限に関する事項
 - (3) その他広域景観の形成を図るために知事が必要と認める事項
- 2 前項の広域景観形成協議会は、県及び地域内市町をもって構成する。
 - 3 第1項の広域景観形成協議会の構成員は、広域景観形成協議会において協議が調った事項について尊重するものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、広域景観形成協議会の運営に関し必要な事項は、広域景観形成協議会が定める。

(国等に関する特例)

第21条 第14条の規定は、広域景観形成地域内において、国等が行う第17条各号に掲げる行為について準用する。

第4章の3 建築物等その他の物件の管理

(所有者等の責務)

第27条の15 建築物等その他の物件（第21条の10第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。）の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良い景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

(景観形成地区内等の所有者等の義務)

第27条の16 景観形成地区又は広域景観形成地域（広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。）内（次条において「景観形成地区内等」という。）の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分（道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第27条の19において同じ。）を管理不全状態（規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。）とならないよう適切に管理しなければならない。

(指導又は助言)

第27条の17 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第27条の18 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(命令及び公表)

第27条の19 知事は、前条第1項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態（周辺の良好な景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。）にある場合であって、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
- 3 知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

(立入検査等)

第27条の20 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経費の補助)

第27条の21 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL:078-341-7711(代表)

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
姫路市北条1-98 TEL:079-281-3001(代表)

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課・第2課
豊岡市幸町7-11 TEL:0796-23-1001(代表)

養父市まち整備部土地利用未来課
養父市広谷250番地1 養父庁舎 TEL:079-664-1410(直通)

神河町地域振興課
神崎郡神河町寺前64 TEL:0790-34-0001(代表)

市川町総務課
神崎郡市川町西川辺165-3 TEL:0790-26-1010(代表)

景観条例に基づく指定制度

http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000083.html

兵庫県 景観形成室

検索

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

27±P2-017A4